第１号様式（借受）

宿舎の種類名

所轄財務局又は財務支局	官署	設置地	貸与しようとする職員の官職（職務の級）等	建物					土地				備考
				戸数	平方メートル	月額	年額	相手方	平方メートル	月額	年額	相手方	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

記載要領

１　借受の方法により設置すべき宿舎について記入し、宿舎の種類別に別葉とする。
２　月額欄には、月額借料を記入する。
３　年額欄には、当該年度の年額借料を記入する。
４　相手方欄には、借受契約の相手方の氏名を記入する。
　建物及び土地を一括して借り受ける場合には、建物の月額欄、年額欄及び相手方欄に一括して記入し、土地の当該欄には、記入を要しない。

附　則

１　この省令は、令和七年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

２　施行日の前日においてこの省令による改正前の規則第六条第二項ただし書の規定の適用を受け、かつ、施行日以後この省令による改正後の規則（以下この項において「新規則」という。）第六条第二項ただし書の規定の適用を受けない宿舎のうち、施行日の前日において職員に貸与されており、かつ、施行日以後引き続き当該職員に貸与されるものについては、施行日から令和九年三月三十一日までの間、国家公務員宿舎法施行令（以下この項において「令」という。）第十三条第二項の規定に基づき当該宿舎の基準使用料の額（同条第一項に規定する一平方メートル当たりの基準使用料の額をいう。以下この項において同じ。）を新規則第十三条から第十九条まで（第十六条及び第十七条を除く。）の規定により調整した金額（以下この項において「調整後の基準使用料の額」という。）が、当該宿舎を新規則第六条第二項ただし書の規定の適用を受ける宿舎とみなして令第十三条第二項の規定に基づき当該宿舎の基準使用料の額を新規則第十三条から第十九条まで（第十六条及び第十七条を除く。）の規定により調整した金額を超える場合には、同項の規定により、調整後の基準使用料の額から次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる控除額を控除して当該調整後の基準使用料の額に調整を加えるものとする。この場合において、新規則第二十条の規定の適用については、同条中「調整した金額」とあるのは、「調整した金額から国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（令和七年財務省令第八号）附則第二項に規定する控除額を控除した金額」とする。

期間	控除額
施行日から令和八年三月三十一日まで	当該超える額の三分の二に相当する額
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	当該超える額の三分の一に相当する額

告示